

平成25年度全国労働衛生週間（実施期間10月1日～7日（準備期間9月1日～30日））

全国労働衛生週間は、昭和25年から実施され、今年で64回目を迎えます。この間、国民の労働衛生意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。我が国における業務上疾病は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,743人と前年からわずかに減少しました。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成24年は52.7%とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在しており、労働者の健康確保の観点から、健康診断実施の徹底、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施することが重要です。

自殺者は平成24年は15年ぶりに3万人を下回りましたが、約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約1.5倍となり過去最高を記録したこと等、職場におけるメンタルヘルス対策の取組も依然重要な課題となっています。

さらに昨年は、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明し、このような化学物質による健康障害等を防止するため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画がスタートし、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げられ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成とさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく事後措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。

このような観点から、今年度は、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

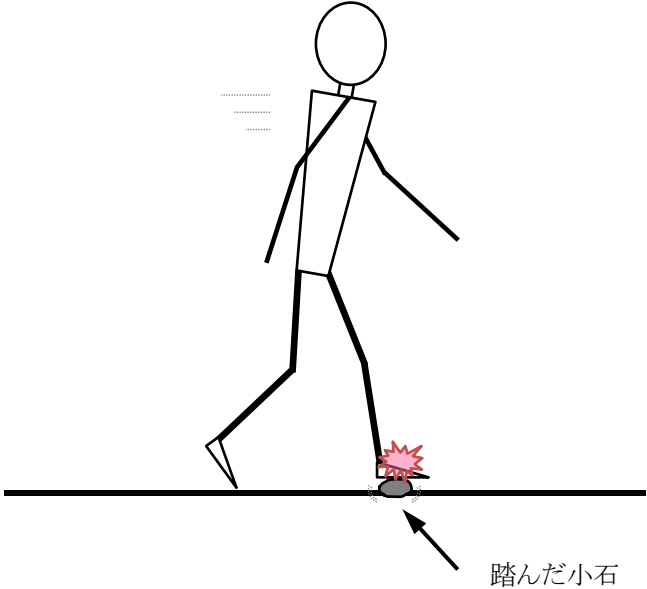
をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されますので、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

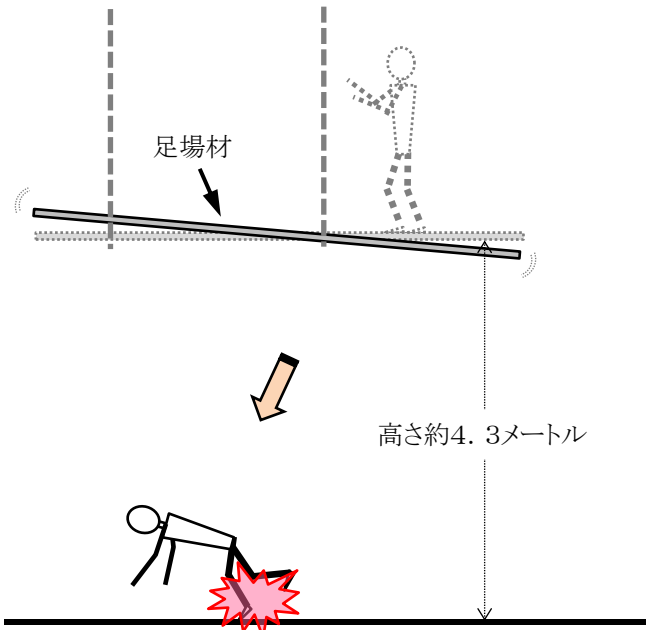
平成25年における主要な業種別労働災害発生状況（7月末現在）

業種別	平成25年 (速報値)	前年同時期	増減数	増減率	構成率
全産業	154 (2)	140	14 (2)	10.0%	100.0%
製造業	52 (1)	61	-9 (1)	-14.8%	33.8%
食料品	6	11	-5	-45.5%	3.9%
パルプ等	4	5	-1	-20.0%	2.6%
窯業土石	21 (1)	19	2 (1)	10.5%	13.6%
機械金属等	14	19	-5	-26.3%	9.1%
建設業	31 (1)	13	18 (1)	138.5%	20.1%
土木工事	9	4	5	125.0%	5.8%
建築工事	15 (1)	7	8 (1)	114.3%	9.7%
運送業	10	16	-6	-37.5%	6.5%
陸上貨物	10	14	-4	-28.6%	6.5%
商業等	55	45	10	22.2%	35.7%
小売業	10	8	2	25.0%	6.5%
社会福祉	6	3	3	100.0%	3.9%
ゴルフ場	13	12	1	8.3%	8.4%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		駐車場で小石を踏み足をひねり骨折する									
業種	社会福祉施設	職種	保育士	年齢	50代	性別	女	災害程度	休業見込み 1カ月	経験	3年
発生状況	乗用車で通勤し、事業場の駐車場に駐車後、徒歩にて事業場へ向かう途中、未舗装の箇所を通行していた時に点在する小石を踏み、小石が動揺したため、足をひねり骨折する。										
	事故の型		動作の反動、無理な動作			起因物		通路			
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場を歩行中に点在する小石を踏んだこと。 ・通路上に足をひねったり、つまずいて転倒するおそれのある障害物が放置されていたこと。 										
	 <p>踏んだ小石</p>										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に通行できる通路を確保する。 ・事業場内の通路、作業場所等の床面を定期的に点検し、くじき、つまずき等のおそれの箇所は改善する。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										

災害発生概要		足場を組立中に墜落する									
業種	建設業	職種	とび職	年齢	30代	性別	男	災害程度	休業見込み 3ヶ月	経験	17年
発生状況	塗装工事を行うため、吊り足場を組み立てる作業中、組み立て途中の不安定な足場材に乗ったところ、足場材が傾き、約4.3メートル下の地面へ墜落した。										
	事故の型		墜落・転落			起因物		足場			
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・組み立て途中の不安定な足場材の上に乗る、作業を行おうとしたこと。 ・高所作業において、墜落のおそれがあるにもかかわらず、安全帯を使用させる、墜落防止用のネットをあらかじめ張っておくなどの墜落防止措置を講じていなかったこと。 										
	 <p>高さ約4.3メートル</p>										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・吊り足場の組立作業を行う場合で墜落するおそれのある場合は、高所作業車、ローリングタワーなどの一時的に足場を確保する措置を講ずる。 ・上記の措置を講ずることが困難な場合は、作業者に安全帯を使用させるよう周知徹底を図り、足場組立作業主任者は指揮・監視する。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										